

令和6年度ロボティクスネットワークセミナー・研究会等企画運営業務委託仕様書

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（公募型プロポーザル方式）を実施する。

1 件名

ロボティクスネットワークセミナー・研究会等企画運営業務委託

2 目的

ロボット開発に関するセミナー及び埼玉県ロボティクスネットワーク会員向けの研究会を運営することで、県内企業等のロボット開発及び社会実装を支援し、ロボット産業への参入を推進することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日(金)まで

4 履行場所

さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザほか

5 事業内容

埼玉県産業振興公社（以下、「公社」という。）では県内中小企業等（以下、「企業」という。）のロボット開発及び社会実装への取組を支援するために、企業の相談対応のほかセミナー、研究会等を開催している。

ロボット産業へ企業の参入を促すため、ロボット開発（特に「農林水産、建設・点検・保守、物流・搬送、移動・モビリティ、介護・福祉、ホテル・外食」分野）に係る知見の習得を目指すセミナー及び参加者間のマッチングや企業間連携による事業化等を目指す研究会を実施する。

6 業務内容

(1) セミナーの企画・運営

本事業の目的を達成するために必要な介護・福祉分野のセミナーを1回企画、運営すること。

(ア) 実施計画の作成

受託者は、次の(a)から(d)の内容を踏まえて、公社と協議の上、実施計画を作成する。

(a) セミナーは令和6年9月中旬から10月中旬を目途に集合開催とすること。なお、会場は原則として、ウェスタ川越（川越市新宿町1-17-17）とする。ただし、公社の指示により、新都心ビジネス交流プラザ4階会議室（さいたま市中央区上落合2-3-2）で実施する場合もある。

(b) 集合開催（交流会を含む）で3時間程度のプログラムを原則とするが、受託者による独自の提案を妨げるものではない。

(c) 参加を希望する企業は公社が募集するが、受託者も参加を希望する企業の集客を行い、集合開催の参加者数は最低70名程度とすること。

(d) 後日オンデマンド配信を実施するため、受託者がセミナーの講演を撮影し、動画編集を行うこと。

(イ) セミナーコンテンツの企画・講師選定

受託者は、次の (a) から (c) の内容を踏まえて、公社と協議の上、セミナーコンテンツを企画する。

- (a) 介護・福祉分野におけるロボットの研究開発事例や制度動向等の企業の関心が高いテーマとし、参加者がロボット開発及び社会実装に係る知見を十分に習得できる内容であること。
- (b) 後に開催する研究会への導入となり、参加企業の取組意欲を高める内容であること。
- (c) 企画内容に対して適切な講師（有識者、実践者等）を複数名提案し、公社と協議の上、当該講師と必要な調整を行うこと。

(ウ) セミナーの運営

受託者は、次の (a) から (h) の内容を踏まえて、セミナーを運営すること。

- (a) 参加者の募集に関する申込フォームは受託者が作成し、受付事務を実施すること。
- (b) 集客に効果的なチラシ（電子データ）を作成し、公社と協議の上、必要部数を印刷し積極的に広報を実施すること。
- (c) 当日の配布資料準備、会場設営、受付、進行管理、司会、動画撮影等を実施すること。
- (d) 参加企業が講師や他の参加企業との双方向の対話が十分に行えるよう配慮すること。
- (e) 参加企業に対するアンケート調査（集計含む）の実施など、後に開催する研究会につながるようフィードバックを行うこと。
- (f) 必要に応じて、参加企業に対して公社が実施するセミナーや研究会等を周知すること。
- (g) 撮影したセミナーの講演内容の動画を編集し、公社に提出すること。
- (h) セミナー運営や動画撮影に必要な機材や人員については、受託者が用意すること。

(2) 研究会の企画・運営

本事業の目的を達成するために必要な介護・福祉分野の研究会を2回、物流・搬送分野の研究会を1回企画、運営すること。なお、体験型のワークショップ、企業間のネットワーキングを行うための交流会（名刺交換会等）は必ず実施すること。

(ア) 実施計画の作成

受託者は、次の (a) から (e) の内容を踏まえて、公社と協議の上、実施計画を作成する。

- (a) 物流・搬送分野の研究会は令和6年6月下旬から7月上旬、介護・福祉分野の研究会は令和6年10月下旬から11月中旬及び令和7年2月を目途に対面での開催を予定しているが、公社と協議の上、決定すること。なお、会場は原則として新都心ビジネス交流プラザ4階会議室（さいたま市中央区上落合2-3-2）とするが、予算の範囲内で別の場所を提案することを妨げない。また、公社の指示により別会場で実施する場合もある。
- (b) 研究会の参加対象者は、原則、埼玉県が運営している「埼玉県ロボティクスネットワーク」の会員企業とし、参加者数は1回の研究会当たり25名から30名程度を想定している。
- (c) 集合開催（交流会を含む）で3時間程度のプログラムを原則とするが、受託者による独自の提案を妨げるものではない。
- (d) 参加を希望する企業は原則として公社が募集するが、参加希望企業の業種の偏りが生じる場合など、必要に応じて研究会への参加を希望する企業の集客を行うこと。
- (e) 研究会開催後、公社コーディネーターが参加者間のマッチングや企業間連携による事業化等に向けたフォローアップ支援を実施するため、その点を配慮した計画にすること。また、

公社コーディネーターと連携すること。

(イ) 研究会コンテンツの企画・講師選定

受託者は、次の (a) から (c) の内容を踏まえて、公社と協議の上、研究会コンテンツを企画する。

- (a) 介護・福祉分野、物流・搬送分野においてロボットやドローンの研究開発事例、制度動向等の企業の関心が高いテーマとし、参加者がロボット開発及び社会実装に係る知見を十分に習得できる内容であること。
- (b) 参加企業が幅広くネットワーキングを行うことができる内容であること。特にロボット開発及び社会実装（参加者間のマッチングや企業間連携）が効果的に実現できるよう留意するものとする。
- (c) 企画内容に対して適切な講師（有識者、実践者等）を複数名提案し、公社と協議の上、当該講師と必要な調整を行うこと。

(ウ) 研究会の運営

受託者は、次の (a) から (h) の内容を踏まえて、研究会を運営すること。

- (a) 参加者の募集に関する申込フォームは受託者が作成し、受付事務を実施すること。
- (b) 集客に効果的なチラシ（電子データ）を作成し、公社と協議の上、必要部数を印刷し積極的に広報を実施すること。
- (c) 当日の配布資料準備、会場設営、受付、進行管理、司会等を実施すること。
- (d) 参加企業が講師や他の参加企業との双方向の対話が行えるよう配慮すること。
- (e) 参加企業間のマッチングや事業化の推進のため、受託者は公社コーディネーターと密に連携すること。
- (f) 参加企業に対するアンケート調査（集計含む）の実施など、次回の研究会につながるようフィードバックを行うこと。
- (g) 必要に応じて、参加企業に対して公社が実施するセミナーや研究会等を周知すること。
- (h) 研究会運営に必要な機材や人員については、受託者が用意すること。

(3) 報告書の作成

企画運営業務に係る報告書を作成すること。なお、報告書の内容は、公社と受託者が協議の上、決定する。

(4) その他

以下の (ア) ～ (ウ) については、公社が実施する。ただし、公社と協議の上、受託者の負担において実施することを妨げるものではない。

- (ア) 新都心ビジネス交流プラザ4階会議室の確保（当日の装飾、設営を除く。）
- (イ) 参加企業間のマッチング、事業化の推進
- (ウ) 研究会実施後のフォローアップ

7 委託事業に係る経費の負担

以下の (ア) ～ (カ) の委託事業に係る経費については、委託契約に含めること。

- (ア) 講師への報償費の支払いは受託者が行うこと。
- (イ) 開催に必要な経費（会場費、設備使用料、消耗品等）は受託者が負担すること。
- (ウ) チラシ作成及び印刷に必要な経費は受託者が負担すること。
- (エ) 広報に必要な経費は受託者が負担すること。
- (オ) セミナー・研究会で借り受けた会場、機材等の破損・故障等の経費は受託者が負担すること。
- (カ) その他、本委託事業に関して発生する経費は受託者が負担すること。

8 報告書の提出

(1) 報告書

定められた期限までに、報告書を提出すること。併せて、企画書、チラシ、参加者名簿、配布資料一式、アンケート集計、編集動画等は指定する期日までに納品すること。報告書等の提出は、原則電子データとする。

(2) 提出期限

令和7年2月28日（金）

(3) 提出先

埼玉県産業振興公社 新産業振興部 技術開発支援グループ

9 支払方法

全ての委託業務の履行確認後、受託者からの請求に基づき一括して支払う。

10 守秘義務

- (1) 受託者は、本事業を実施する過程で知り得た機密情報は、本事業の実施以外の目的で使用してはならない。
- (2) 受託者は、本事業の実施の際に得られた情報等に関し、事業終了後も含め、守秘義務を徹底しなければならない。

11 その他

- (1) 受託者は公社から業務の進捗状況等について説明を求められたときは、速やかに対応すること。また、本業務の進捗状況等の確認を行うための打合せを月1回開催する。ただし、本委託事業の進捗状況等を踏まえ、公社の判断により、打合せの省略ができるものとする。
- (2) 公社と受託者間の資料のやり取りについては、原則、Eメールを使用する。ただし、公社の指示があった場合は、この限りではない。
- (3) 本委託事業は埼玉県との連携が予定されているため、公社から指示があった場合は、埼玉県と連携して取り組むこと。また、埼玉県が運営している「埼玉県ロボティクスネットワーク」の周知に協力すること。
※埼玉県ロボティクスネットワークについては、埼玉県庁のホームページをご覧ください。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/robotics/index.html>
- (4) 本仕様書に疑義がある場合は担当者の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、公社と受託者が協議の上、決定する。
- (5) 個人情報の適正な維持管理を行うこと。
- (6) 受託者は、受託業務内容に変更が生じたときは、書面を公社に提出し、その承認を受けなければ

ならない。公社は、受託者から変更申請があったときは内容を審査し、適当と認められたときは、書面により受託者に通知する。

- (7) 受託者は、受託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により、公社の承認を得たときはこの限りではない。
- (8) 受託者は、受託業務を中止しようとする場合、または、受託業務を廃止しようとする場合が生じたときは、あらかじめ書面を公社に提出し、その承認を受けなければならない。公社は、受託者から事業中止（廃止）申請があったときは内容を審査し、適当と認めるときは、書面により受託者に通知する。
- (9) 公社は、受託者に契約書及び仕様書等に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、再実施を命じ、あるいは、契約の解除、契約額の一部又は全部の返還請求等をなすことができるものとする。